

# 第4章 給水装置工事の申込

## 第1節 給水装置工事の申込手順

給水装置工事の申込手順は（表4-1）のとおりとする。

## 第2節 工事申込から完成検査

### 1. 工事申込受付

指定給水装置工事事業者は給水装置工事申込に必要な書類（表4-2）が整えば、営業課給水審査担当班の受付窓口へ提出すること。

### 2. 施工承認・納入通知書の発行

給水審査担当班は給水装置工事申込の受付後必要に応じ現地調査等を行い、関係法令等に基づく設計審査の結果、適正なものに施工承認書及び給水工事分担金、手数料納付書を発行する。なお、申込書類に不備があれば、設計審査担当者が電話で連絡するので速やかに指摘事項について修正を行うこと。

#### (1) 施工承認書・給水工事分担金、手数料納付書の受取

施工承認書・給水工事分担金、手数料納付書を発行するまでには、事務処理に1週間程度要するため受付の日から1週間目以降に給水審査担当班に受取にくること。

#### (2) 納付

指定給水装置工事事業者は、水道局が発行した給水工事分担金、手数料納付書を責任をもって申込者に渡すこと。

なお、営業課では申込手続きを処理するうえで、納金の確認を必要とするので申込者には、納期を厳守するように伝えること。

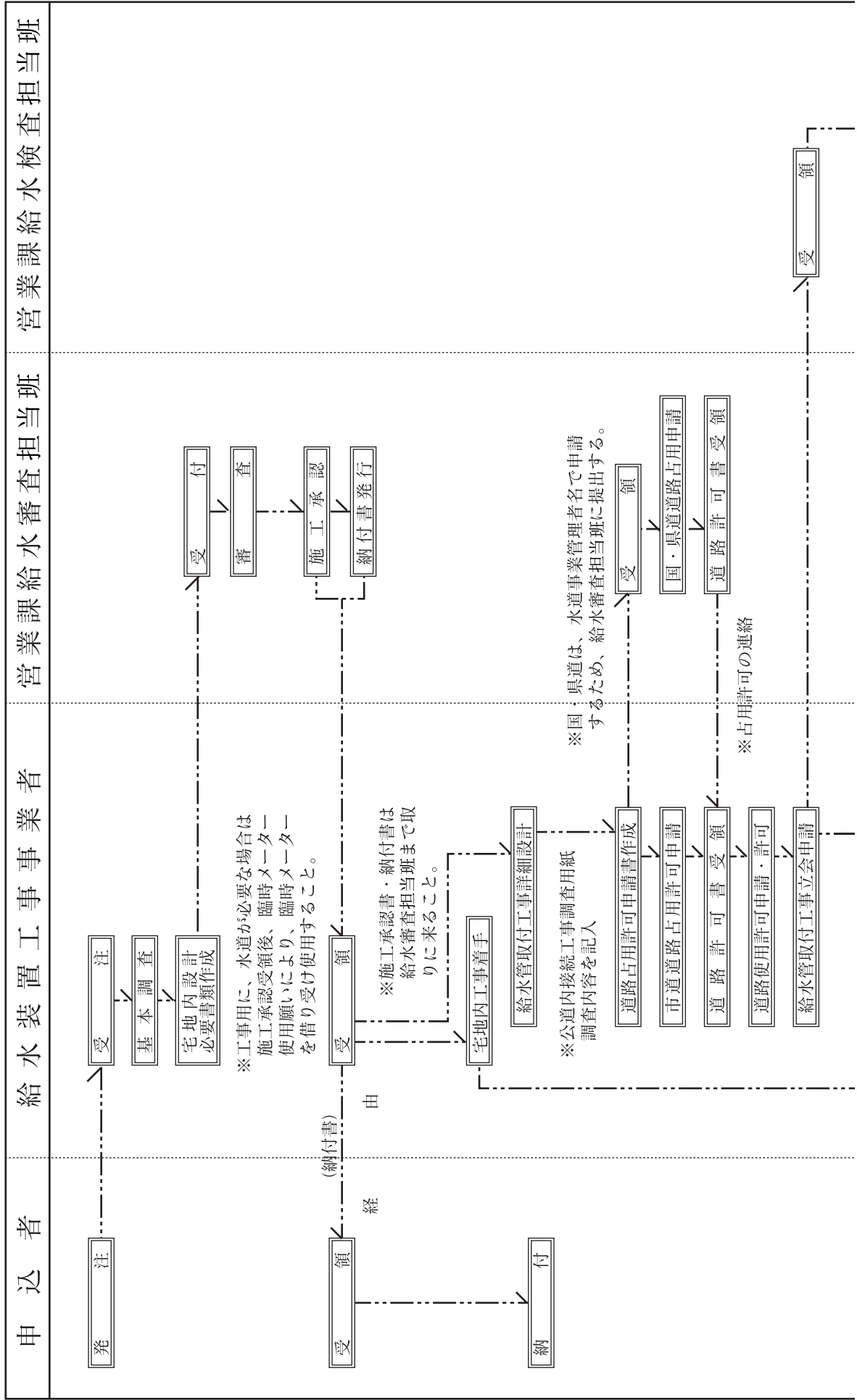
#### (3) 工事写真

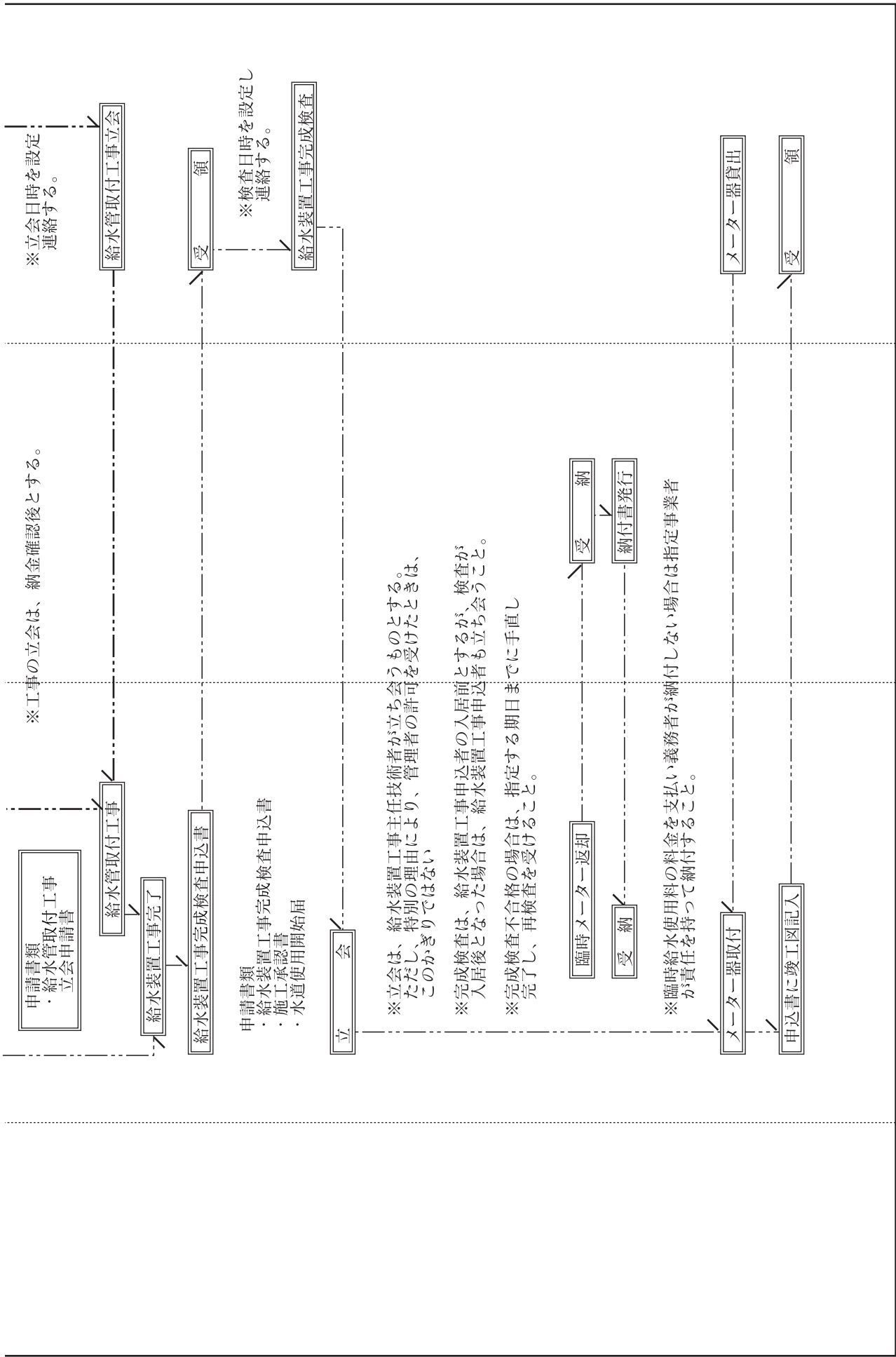
施工承認書で指示された工事写真の撮影については、次の事項に注意して撮影すること。

- ① 指示された撮影箇所を指示された方向から撮影すること。
- ② 撮影する場合は、すべて掲示板を入れること。
- ③ 工事場所を明確にするため目標となる背景を入れること。
- ④ 配管状況及び埋設深度を撮影する場合は、スタッフを管の上面に垂直にたて、横の標的は水平にしてスタッフの目盛りがわかるようにすること。
- ⑤ 掲示板は図4-1の要件を満たしたものとすること。

表 4-1

# 給水装置工事の申込手順





※工事の立会は、納金確認後とする。

※立会日時を設定連絡する。

申請書類  
 ・給水装置工事完成検査申込書  
 ・施工承認書  
 ・水道使用開始届

立会

※立会は、給水装置工事主任技術者が立ち会うものとする。ただし、特別の理由により、管理者の許可を受けたときは、このかぎりではない

※完成検査は、給水装置工事申込者の入居前とするが、検査が入居後となった場合は、給水装置工事申込者も立ち会うこと。

※完成検査不合格の場合は、指定する期日までに手直し完了し、再検査を受けること。

臨時メーター返却

受納

受納

納付書発行

※臨時給水使用料の料金を支払い、義務者が納付しない場合は指定事業者が責任を持って納付すること。

メーター器取付

メーター器貸出

申込書に竣工図記入

受領

表4-2

## 必 要 書 類

	書 類 の 名 称	用 途	提 出 時 期
1	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書（様式1）	申込者が意思表示するもの （給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合）	申込書提出時
2	給水装置新設（改造・修繕・撤去） ・工事申込書（様式2）	” （局が給水装置工事を施工する場合）	”
3	給水装置修繕承認・工事設計審査申込書（様式3）	” （給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事で、給水装置工事事業者が工事を施工する場合）	”
4	給水装置修繕工事申込書 （様式4）	” （給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事で、局が工事を施工する場合）	”
5	水道利用申込に対する確認書	建築確認が必要な建物の申込をするとき	”
6	貯水槽水道設置届け	受水槽を設置するとき	”
7	土地区画整理事業に伴う移転証明書	区画整理事業に伴い家屋が移転するとき	”
8	給水装置廃止届（様式6）	家屋の建て替え等で分担金の権利を引き継ぐとき。または、給水装置のすべてを永久に使用せず、分担金の権利を放棄するとき。	事実発生時 申込書提出時
9	給水装置所有者変更届（様式13）	給水装置の所有者が変更する場合	”
10	道路占用許可申請書類	国・県道の分岐工事がある場合	申込書提出時
11	受水槽容量算定書	受水槽を設置するとき	”
12	承認用の給水装置平面図（配置図）	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書の添付書類	”
13	位 置 図	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書の添付書類（位置確認ができる物）	”
14	臨時メーター使用願い	給水装置申請後に、工事用に給水を必要とする場合	事実発生時
15	給水装置工事中止届（様式5）	給水装置工事承認後、申込を取り消すとき	”
16	給水管取付工事立会申請書（様式8）	給水管取付工事を行うとき	工事を行う 1週間前
17	給水装置新設（改造・修繕・撤去） 工事完成検査申込書（様式7）	工事完成検査を申し込むとき	工事完成後 2週間以内
18	水道使用開始届（新設用）（様式9）	水道の使用を開始するとき	完成検査申込 者提出時
19	使用材料・機器一覧表	使用材料・機器の確認をする	”
20	チェックリスト	検査項目の事前確認をする	”
21			

承認番号		
装置場所		
施主名		
年月日		
指定給水装置 工事事業者		
給水装置工事 主任技術者		

図4-1 掲 示 板

### 3. 道路等の掘削占用並びに道路使用許可手続き

#### (1) 国・県道

水道局は給水工事分担金、手数料納付書の納付確認後に関係官庁に道路占用許可申請を行うものとする。

#### (2) 市道・里道及び水路、河川等

指定給水装置工事事業者が関係官庁等に占用許可申請を行うこと。

#### (3) 道路使用許可申請

指定給水装置工事事業者は、占用許可受領後、関係警察署に道路使用許可申請を行い、各々許可受領後水道局の指定する日に分岐工事を行うものとする。

### 4. 設計変更

指定給水装置工事事業者は、設計変更（配水管及び水栓の位置変更等を含む）をする場合は、工事着手前に給水審査担当班に設計変更の申込を行い承認を受け、処理について給水審査担当班の指示に従うものとする。

### 5. 完成検査

(1) 給水装置工事完成後、速やかに「給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事完成検査申込書」を提出し、検査を受けなければならない。なお、この際、施工承認通知書と承認事項で指示された工事写真を添付すること。

(2) 完成検査については、「給水装置工事検査要綱」に基づき行うものとする。

### 6. 開 栓

(1) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事完成検査合格後速やかに「水道使用開始届（新設用）」を提出し、貸与されたメーターを所定の場所に正しく設置しなければならない。

## 第3節 必要書類

給水装置工事の申込には、次のように各種の書類を必要とするので、関係法令を熟知し、間違いのないようにすること。なお、記入については、次の事項を十分注意すること。

- (1) 申込者の署名が必要な箇所は必ず自筆のこと。
- (2) 申込者の押印が必要な箇所は朱肉を使用して捺印すること。

### 1. 給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書（施行規程第2条－様式1号）

記入については、特に申込書、利害関係人同意書（土地所有者承諾・家屋所有者承諾・土地通過承諾・給水管分岐承諾）は、将来所有権等紛争が生じる恐れがあるので十分注意すること。また、平面図は、工事完成後正確に完成図を記入すること。

※給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事については、「給水装置修繕承認・工事設計審査申込書（様式3）」により申請すること。

### 2. 道路占用許可申請書

給水管を国道及び県道に布設する場合は、水道事業管理者名で占用申請するため、次の書類を提出すること。

(必要部数)

	国道10号・国道210号	一般国道・県道
位 置 図	4	4
位 置 図 ( 1 / 5 0 , 0 0 0 )	4	4
平面図・断面図（復旧断面含む）	4	4
安 全 対 策 図	4	4
現 況 写 真	4	4
工事完了後、工事写真（舗装復旧含む）	2	2

### 3. 給水装置所有者変更届（様式第13号）

給水装置の所有権が変更されたときに使用する書類で、土地家屋を購入等した場合必要である。特に購入等した家屋を取り壊してその場所に新築する場合は、分担金に関係するので記入については十分注意すること。

### 4. 給水装置廃止届（様式第6号）

既設の給水装置を永久に使用しないときは、分担金の権利を放棄することになるので、普通廃止となる。また、家屋を建て替える場合、若しくはメーター口径を変更する場合は、建替廃止となり分担金の権利を引き継ぐときに必要となる。

## 5. その他必要書類

- (1) 受水槽を設置する場合は、「受水槽容量計算書」と「簡易専用水道設置届」又は「小規模貯水槽水道設置届」が必要である。
- (2) その他大分市水道事業管理者が必要と認める書類。

## 第4節 臨時給水

給水装置工事の施工承認後、工事用に給水（現場事務所等の給水を含む。）を必要とする場合は、臨時メーターを貸与する。臨時メーターについては次に掲げる事項に留意すること。

### 1. 臨時メーター使用の申込手続き

臨時メーターが必要な場合は、指定給水装置工事事業者が「臨時メーター使用願」を水道局に提出し、水道局の指示した場所に設置すること。設置については次のことに注意すること。

- (1) 臨時メーターは、臨時給水のみで使用できるもので他の給水に使用してはならない。
- (2) 臨時給水を必要としなくなった場合、指定給水装置工事事業者は速やかに臨時メーターを返却しなければならない。

### 2. 臨時メーターの維持管理

指定給水装置工事事業者は、設置した臨時メーターの維持管理をしなければならない。万一、破損または紛失等をした場合は、責任をもって指定給水装置工事事業者が弁償しなければならない。

### 3. 料 金

料金は、返却された臨時メーターの使用水量に臨時用料金の単価を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

なお、指定給水装置工事事業者は、納付書を支払い義務者に渡すこと。

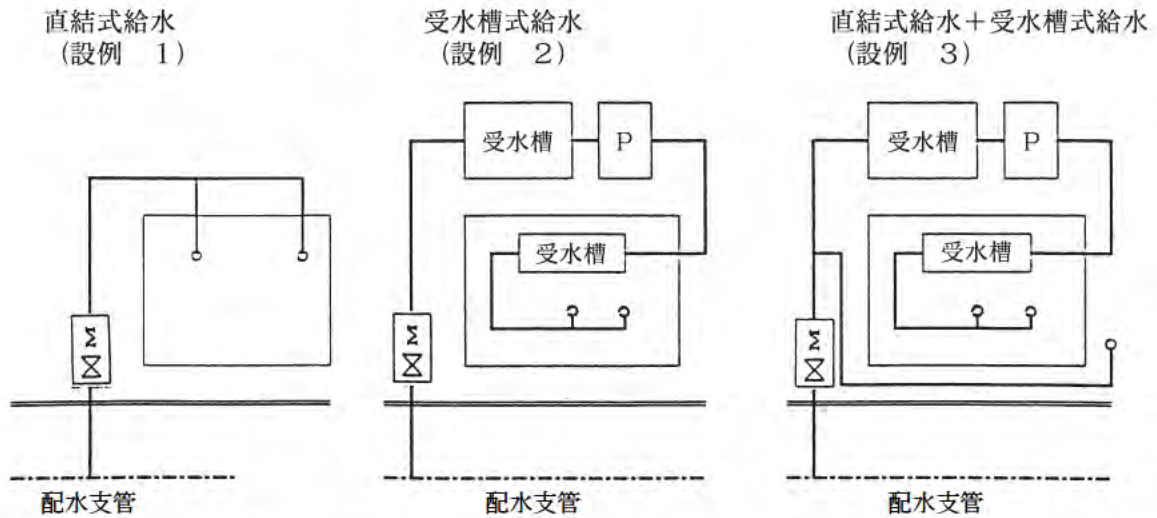
## 第5節 分担金の算定方法（条例第32条）

給水装置を新設し、又はメーター口径を増径する者からメーター口径の区分に従い、条例に定める額又は、その差額を徴収する。

この算定方式は、次のとおりとする。分担金の差額を算定できるものは、当該申込者の名義が同一でかつ、区画整理を除き同一敷地内であることとする。

## 1. 新設の場合

(1) 直結式給水、受水槽式給水及び直結給水と受水槽式給水を併用する場合



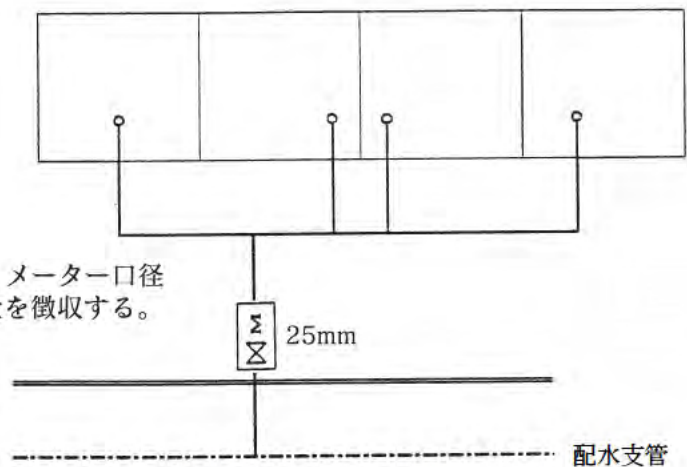
※ 設例 1・2・3のいずれの場合も、それぞれのメーター口径に係る分担金を徴収する。

(2) 1個のメーターで2戸以上が使用する場合

(設例 4)

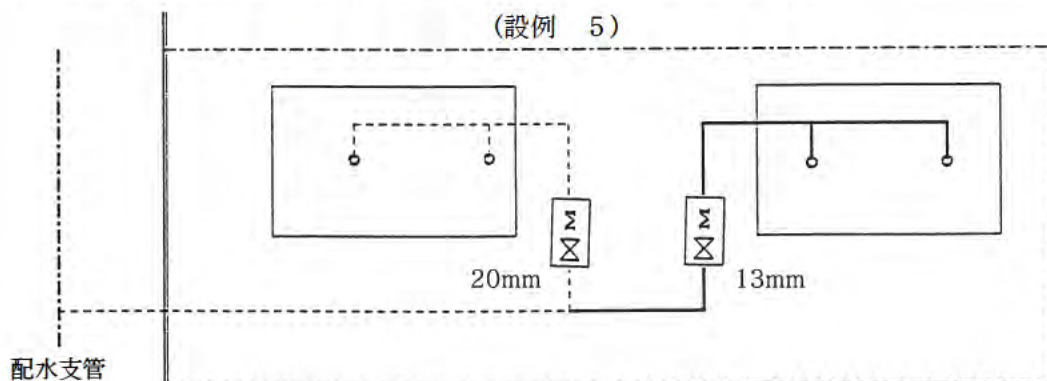
メーター口径により  
徴収する

※ 設例 4 の場合は、メーター口径  
25mmに係る分担金を徴収する。



(3) 同一敷地内で既設給水装置のメーター上流より分岐して新設する場合

(設例 5)



※ 設例 5 の場合は、新設メーター口径13mmに係る分担金を徴収する。

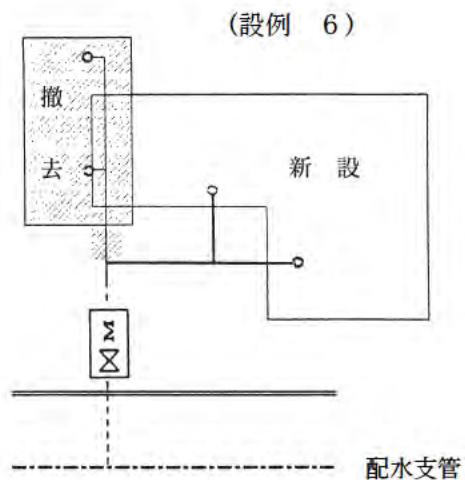


## 2. 改造の場合

### (1) 同一敷地内で家屋を建て替える場合

#### ① 既設の引込管を利用する場合

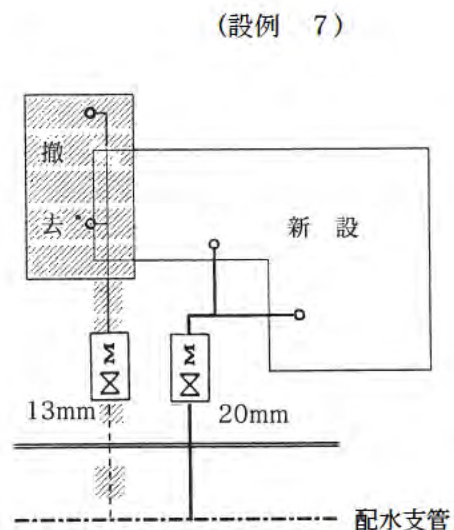
※ 設例6の場合は、メーター口径を増径しないので、分担金は徴収しない。



#### ② 引込替えをする場合

メーター口径を変更しなければ、分担金は徴収しないが、メーター口径を増径する場合差額を徴収する。

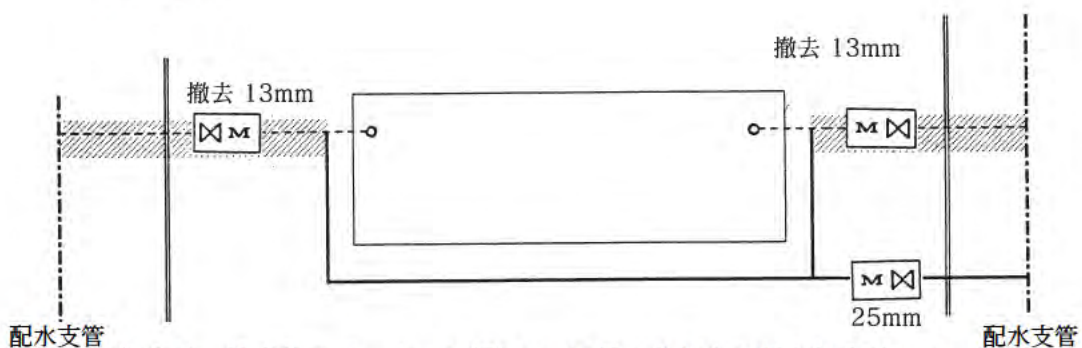
※ 設例7の場合は、新設メーター口径20mmに係る分担金の額と撤去する既設メーター口径13mmに係る分担金の額との差額を徴収する。



### (2) 1戸に2個以上のメーターが設置されているものを1個のメーターに統合する場合

統合後のメーター口径に係る分担金の額が、統合前の各メーター口径に係る分担金の額の合計額を超える場合は、その差額を徴収する。

#### (設例 8)

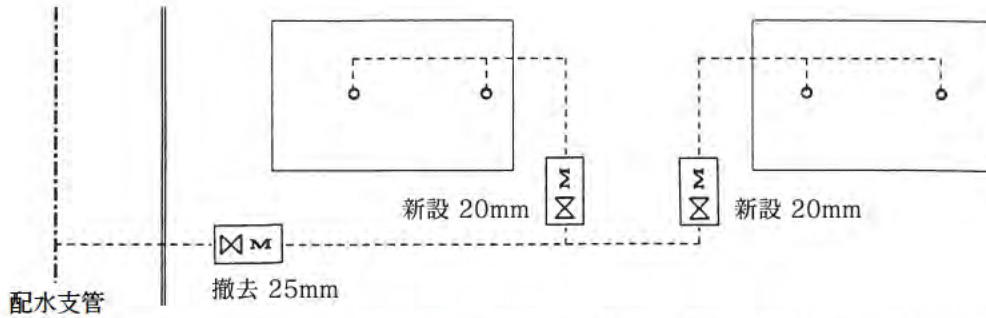


※ 設例8の場合は、統合後のメーター口径25mmに係る分担金の額と統合前のメーター口径13mmに係る分担金の額の2個分の合計額との差額を徴収する。

(3) 1個のメーターで2戸以上が使用しているものを各戸メーターに替える場合

切替後の各戸のメーター口径ごとに計算した分担金の額が、切替前の既設メーター口径に係る分担金の額を超える場合は、その差額を徴収する。

(設例 9)

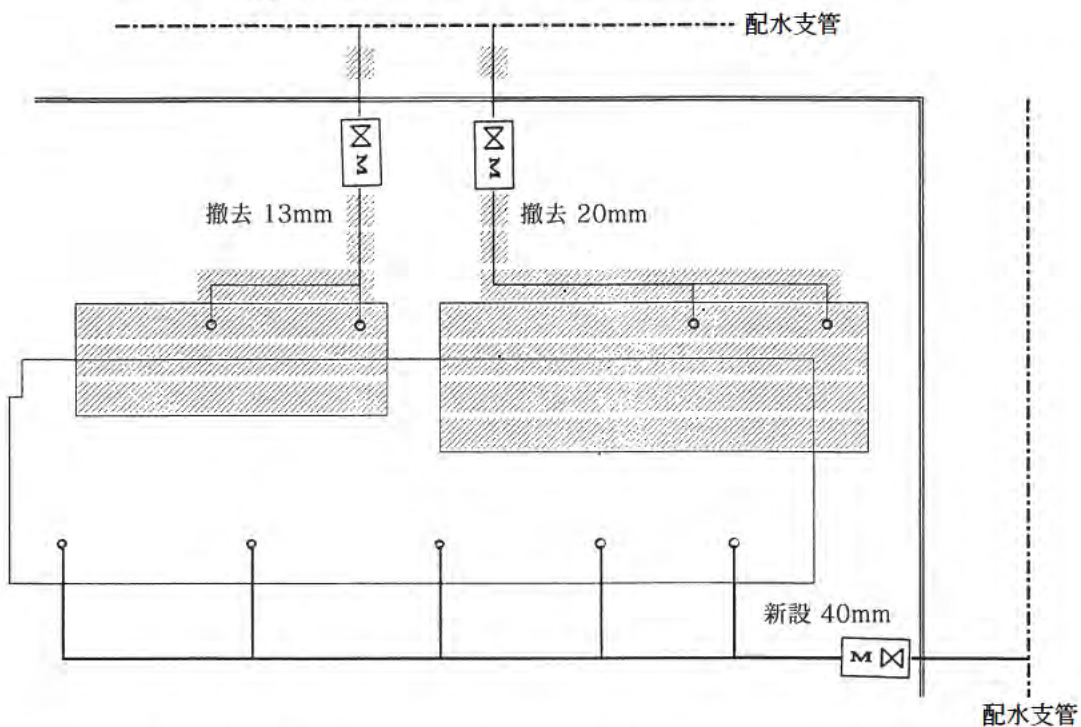


※ 設例9の場合は、切替後のメーター口径20mmに係る分担金の額の2個分の合計額と切替前のメーター口径25mmに係る分担金の額との差額を徴収する。

(4) 同一敷地内で2以上の既設給水装置を撤去し、給水装置を新設する場合

新設メーター口径に係る分担金の額が撤去メーター口径に係る分担金の額の合計額を超える場合は、その差額を徴収する。

(設例 10)



※ 設例10の場合は、新設メーター口径40mmに係る分担金の額と撤去メーター口径13mm及び20mmに係る分担金の額の合計額との差額を徴収する。

### 3. その他の場合

(1) 区画整理のため換地に新設する場合

関係区画整理事務所長の発行する「給水装置等移転証明書」を提出することにより、新設メーター口径が既設メーター口径と同径若しくはそれ以下の場合は、分担金を免除し、増径する場合は、その差額を徴収する。

(2) 工事施工中に口径変更が生じた場合

変更後の口径による分担金とし、分担金納付の場合は、還付又は追徴する。

(3) 既設メーター口径を減径する場合

既設給水装置を減径する場合は、同時使用率等を考慮し、所要水量に支障がなければメーター口径も含め減径工事は認める。ただし、分担金は還付しない。

(4) 団地造成に伴うもので宅地内まで引込みをするが、各戸にメーターを設置しない場合

① 直結式給水による場合（直圧団地）

メーターを設置しないので分担金は徴収しない。ただし、後日各戸の給水装置工事申込の際、徴収する。

② 受水槽式給水による30戸以上の開発団地で受水槽手前に親メーターを設置する場合（加圧団地）

親メーターに係る分担金は徴収しない。ただし、後日各戸の給水装置工事申込の際、徴収する。

③ 受水槽式給水による30戸未満の団地の場合（加圧団地）

受水槽手前に設置する親メーター口径により分担金を徴収する。

(5) 差額を計算する場合

差額を計算する場合、免除できる分担金は、既設メーター口径分又は納付済額分を新規申込み時の分担金に換算した額とする。

## 第6節 給水装置工事の申込みの取消し

給水装置工事を申込み、施工承認後に当該工事を中止する場合は「給水装置工事中止届」を提出しなければならない。その場合、分担金、手数料、工事費をすでに納入しているときは、設計審査手数料を除き還付する。又、手数料が納入されていない場合は、設計審査手数料を徴収する。